

2026 年度 再入学試験要項

1. 募集人員

修学 キャンパス	学部	学科	学年	人員
横浜	法	法律/自治行政	1～4 年次	若干名
	経済	経済/現代ビジネス		
	人間科	人間科		
	理	理		
	工	機械工/電気電子情報工/経営工/応用物理		
	建築	建築		
	化学生命	応用化/生命機能		
	情報	計算機科/システム数理/先端情報領域プログラム		
みなとみらい	経営	国際経営		
	外国語	英語英文/スペイン語/中国語		
	国際日本	国際文化交流/日本文化/歴史民俗		

※ 工学部へ出願を希望し、分野横断教育プログラムの申請をする場合は、教務課に相談してください。

※ 学部・学科の教育課程の変更等により、出願資格を満たしていても再入学できない場合があります。

※ 学生募集を停止した学部・学科については、最終入学年度の学年進行に合わせて順次再入学の募集を停止します。既に募集を停止した学部・学科(下記の学部・学科を含む)へ出願を希望する場合は、出願開始日の1か月前までに「[事前相談フォーム](#)」より相談してください。

- 理学部数理・物理学科、情報科学科、化学科、生物科学科、総合理学プログラム
- 工学部物質生命化学科、情報システム創成学科、建築学科、総合工学プログラム

2. 出願資格

下記の(1)～(4)の資格をすべて満たす者。

所定の期日までに、各キャンパス教務課に必ず出願可否を問い合わせてください。

- (1) 本学を願いにより退学した者、除籍された者で元の学部・学科・年次に再入学を希望する者。
 - ※ 神奈川大学学則第46条(依願退学)及び第48条第1項第(3)号(学費等未納による除籍)に該当する者に限ります。
 - ※ 神奈川大学学則第56条(懲戒による退学及び停学期間中に退学、除籍)に該当する者は出願できません。
- (2) 退学または除籍年度の3月末日から、原則として4年以上を経過していない者。
 - ※ 4年以上を経過して出願を希望する場合は、出願開始日の1か月前までに「[事前相談フォーム](#)」より相談してください。
- (3) 申請年次の単位修得状況等から、退学前又は除籍前の在学期間を算入して通算8年以内に卒業が見込まれる者。
- (4) 進級制を実施している学部・学科では、通算して4年以内に3年次への進級が見込まれる者。

出願・問い合わせ先

[法・経済・人間科・理・工・建築・化学生命・情報学部志望]

TEL:045-481-5661(代表) メールアドレス:team-exam@kanagawa-u.ac.jp

[経営・外国語・国際日本学部志望]

TEL:045-664-3710(代表) メールアドレス:mmckyoumu-exam@kanagawa-u.ac.jp

3. 各種スケジュール

	事前相談期日 (出願可否を確認してください)	出願期間(必着)	選考日	合格発表	入学手続・学費等 納入期間
前学期 2026 年 4 月入学	2025 年 12 月 22 日(月) 16:30	2026 年 1 月 7 日(水)～ 1 月 13 日(火)	2026 年 2 月 26 日(木)	2026 年 3 月 6 日(金)	2026 年 3 月 6 日(金)～ 3 月 12 日(木)
後学期 2026 年 10 月入学	2026 年 5 月 27 日(水) 16:30	2026 年 6 月 2 日(火)～ 6 月 4 日(木)	2026 年 7 月 1 日(水)	2026 年 7 月 10 日(金)	2026 年 7 月 10 日(金)～ 7 月 16 日(木)

※ 試験当日の詳細は、試験日 1 週間前までにお送りする受験票にて確認してください。

※ 合格発表は、事前相談時に登録するメールにて通知します。変更がある場合はお知らせください。

※ 上記「入学手続・学費等納入期間」内に書類の提出及び学費等の納入を行わない場合は、合格した再入学の権利が取り消されます。

4. 出願方法

上記期日までに、下記①～⑤を完了させてください。一度受理した書類及び検定料は返還いたしません。

① 事前相談



上記の事前相談期日までに、[こちら](#)または二次元コードより「事前相談フォーム」を登録してください。

出願可否を確認し、電話またはメールにてご連絡します。

② 出願書類のダウンロード



出願可能な場合、出願書類ダウンロード用パスワードをお伝えします。

[こちら](#)または二次元コードより本学所定の様式を A4 用紙に出力し、出願書類を作成してください。

③ マイページ登録・マイページ ID 取得



[こちら](#)または二次元コードよりマイページ ID を取得し、「再入学願書」に記入してください。

合格後の入学手続きはマイページより行います。

④ 検定料の納入

所定口座に検定料 35,000 円を振り込み、振込控えの写しを「振込控票」に貼付して、出願書類に同封してください。振込時の手数料は本人負担となります。

⑤ 出願書類の送付

下記必要書類が同封されていることを確認し、「簡易書留・速達」で郵送(必着)してください。

・再入学願書 ・理由書 ・誓約書 ・受験票発送用封筒 ・受験票兼写真票 ・振込控票

5. 選考方法

書類審査及び面接・口述試験により選考します。

※ 国外から出願する場合は、選考方法について出願開始日の 1 か月前までに「事前相談フォーム」より相談してください。

6. 入学手続・学費等納入

再入学選考に合格した者は、期間内に別に定める再入学金及び学費等を納入するとともに、本学所定の手続書類を提出してください。学費納入、書類提出の締切延長はいたしません。

【再入学時に必要な費用】

入学金 10 万円（2026 年度新入生の入学金の半額）

学費等 2026 年度 1 年次に再入学…2026 年度入学者用の学費を適用+委託徴収金
2026 年度 2 年次に再入学…2025 年度入学者用の学費を適用+委託徴収金
2026 年度 3 年次に再入学…2023 年度・2024 年度入学者用の学費を適用+委託徴収金
2026 年度 4 年次に再入学…2023 年度・2024 年度入学者用の学費を適用+委託徴収金

※学費等の詳細については以下 URL より本学ホームページをご参照ください。

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/campuslife/expense/fee/>

7. その他

(1) 既修得単位の認定等

退学又は除籍前に修得した単位は、再入学後に所属する学部・学科のカリキュラム(科目内容)と照合し、科目別に置き換える個別科目認定を行います。(ただし、科目の内容によっては、科目別に置き換えができない場合もあります。)また、単位認定後の成績評価は、点数に応じた「秀・優・良・可・認」等として取り扱います。詳細については、出願先の教務課へ問い合わせてください。

(2) 教育課程表の適用

再入学者には、原則として退学時又は除籍時の、年次の教育課程表が適用されます。

(3) 神奈川大学学則抜粋

第 46 条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を出さなければならない。

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者は、本大学より除籍する。

(3) 所定の授業料、履修費、研修料その他の納入金を期日までに納入しない者

第 56 条 法令若しくは本大学の諸規則示達に違反した者又は学生としての本分に反した者については、学長はこれを懲戒する。

2 懲戒の手続については、省令第 26 条第 5 項の規定に基づき学長が別に定める。